

東京農工大学国際交流会館細則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (使用料) 第7条 規程第11条第1項の使用料は、<u>関係規程の定めるところによる。ただし、月の中途において入居又は退去する場合のその月の使用料は、使用料日割額にその居住日数（入居日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 前項の使用料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。<u>ただし、月の途中で入居するときは入居の日から10日以内（月の20日以降に入居するときは、その月の末日まで）に、月の15日以前に退去するときは、退去のする日の前日までに納付するものとする。</u></p>	<p>本則 (使用料) 第7条 規程第11条第1項の使用料は、<u>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の使用料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。<u>ただし、月の15日以降に入居するときはその月の末日までに、月の15日以前に退去するときは退去の前日までに、その月分を納付するものとする。</u></p>	

附 則（令和元年11月1日細則第8号）

この細則は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月31日までに入居許可を受けた者については、施行後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。